

諮問日：平成31年2月13日（平成30年度（最情）諮問第84号）

答申日：令和元年7月19日（令和元年度（最情）答申第30号）

件名：二回試験の採点スケジュールが書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「71期二回試験の採点スケジュールが書いてある文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年1月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、「平成29年度（第71期）司法修習生試験の答案審査に関する作業日程や終了期限が記載された文書」と整理した。

司法修習生試験（以下「試験」という。）の答案審査は、考試委員会委員長が同委員会委員及び考査委員から科目ごとに指名した者（以下「答案審査担当者」という。）が担当しており、考試委員会が裁判所法67条1項の試験の合格、不合格を定めるまでに、これを終える必要があるが、答案審査の作業日程は各答案審査担当者に任されているから、具体的な作業日程や終了期限を記載

した文書を作成又は取得すべき必要性はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年5月24日 審議
- ④ 同年6月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、考試の答案審査は、考試委員会が裁判所法67条1項の試験の合格、不合格を定めるまでに終える必要があるものの、その作業日程は実際に答案審査を行う各答案審査担当者に任されているとのことであり、このような答案審査担当者による答案審査の実情を踏まえて検討すれば、具体的な作業日程や終了期限を記載した文書を作成又は取得すべき必要性はないという上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人